

境界確認申請について

1 【必要書類】

① 境界確認申請書	○代理人が申請人となる場合は、委任状が必要です。 ○資格者の欄には、事務手続きの代行者（土地家屋調査士、測量士等）がいる場合に記入して下さい。
② 立会者（土地所有者）名簿	○立会いが必要な土地の、 <u>登記簿上の土地所有者</u> に境界確認に立会う旨の承諾をもらって下さい。 （本人の署名でなくても構いません。）
③ 公 図	○法務局の <u>公図の写しに土地所有者を記名して下さい。</u> ○境界確認の必要な部分を朱線で示して下さい。 ○公図は、立会い者の所有する土地も添付して下さい。
④ 案内図	○申請地までの案内図。申請地を朱線で示して下さい。
⑤ その他関係書類	○ <u>地積測量図（隣接地を含む）</u> 、参考となる資料。

2 【立会い者について】

- ◇申請地の両隣及び道（水）路を挟んだ向側の土地所有者の立会いが必要です。
- ◇借地権のある場合は、借地権をお持ちの方の立会いも必要です。

3 【立会いについて】

- ◇立会い日時等の連絡は、申請人から行って下さい。
- ◇立会い者に印鑑（みとめで可）を持参するよう連絡して下さい。
- ◇代理人の方が立会う場合、境界確認承諾に関する委任状が必要です。

4 【立会日について】

- ◇立会日を予約してある場合は、予約日の二～三週間前までに申請書の提出をお願いします。
- ◇申請書提出時に立会い日を決める場合は、三週間以降となります。

5 【境界標埋設について】

- ◇境界標の埋設は、境界の決定後すぐには行えない場合があります。